

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

第1章 総説

1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義

実際に発生した犯罪被害件数から認知件数を差し引いたものが犯罪被害の暗数であり、この暗数の存在が犯罪被害の実態を把握することを困難にしている。そのため、犯罪被害実態（暗数）調査は、認知件数に加えて、警察等の捜査機関に申告されなかった犯罪被害（暗数）についても併せて調査対象とすることにより、犯罪被害の実態を明らかにしようとするものである。本編では、犯罪被害について被害者が捜査機関に申告した理由と申告しなかった理由をそれぞれ調査した結果を紹介する。

暗数が発生する要因を探るため、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告しなかった理由について調査することは極めて重要であるが、被害者が捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することも同様に重要である。なぜなら、捜査機関に犯罪被害を申告した理由について調査することは、捜査機関への申告を被害者に促す要因を探る上で重要な手掛かりを与えるものであるからである。

2 犯罪被害申告の理由

本編第2章では、犯罪被害を捜査機関へ申告した理由の調査結果を紹介している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」の質問に「はい」と回答した人に対し、さらに、「あなた又は誰かが捜査機関に届け出た理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、同章第1節では、捜査機関へ犯罪被害を申告した理由別に、犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に、捜査機関へ犯罪被害を申告した理由を分析している。

3 犯罪被害不申告の理由

本編第3章では、第2章とは逆に、犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由の調査結果を紹介している。本調査では、「あなた又は誰かが、捜査機関に被害を届け出ましたか。」の質問に「いいえ」と回答した人に対し、さらに、「届け出なかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するものを全て選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めている。こうして得られた回答データについて、第1節では、犯罪被害不申告の理由別に、犯罪被害態様を分析し、第2節では、第1節とは逆に、犯罪被害態様別に、犯罪被害不申告の理由を分析している。

第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由

第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析

本節では、捜査機関へ被害を申告した理由別に、被害の態様ごとの特徴を見る。

1 盗まれたもの（被害）を取り戻すため

捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自転車盗が96人中83人、個人情報の悪用が14人中12人、バイク盗が12人中10人、消費者詐欺が19人中14人、個人に対する窃盗が26人中17人、クレジットカード情報詐欺が35人中22人、車上盗が31人中17人、特殊詐欺が12人中5人、不法侵入が38人中15人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中3人、ストーカー行為が11人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、強盗・恐喝・ひったくりについては「とられたものを取り戻すため」とし、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺、消費者詐欺、ストーカー行為及びDVについては「被害を取り戻すため」としている。

3-2-1-1 表

盗まれたもの（被害）を取り戻すため

被害態様	総数	盗まれたもの（被害） を取り戻すため
車 上 盗	31	17 (54.8)
バ イ ク 盗	12	10 (83.3)
自 転 車 盗	96	83 (86.5)
不 法 侵 入	38	15 (39.5)
強盗・恐喝・ひったくり	11	3 (27.3)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	17 (65.4)
クレジットカード情報詐欺	35	22 (62.9)
個 人 情 報 の 悪 用	14	12 (85.7)
特 殊 詐 欺	12	5 (41.7)
消 費 者 詐 欺	19	14 (73.7)
ス ト ー カ ー 行 為	11	1 (9.1)
D V	6	—

注（ ）内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」、「とられたものを取り戻すため」又は「被害を取り戻すため」と回答した者の比率である。

2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が1人中1人、性的な被害が5人中3人、不法侵入が38人中21人、車上盗が31人中15人、自動車損壊が38人中15人、個人に対する窃盗が26人中10人、暴行・脅迫が8人中3人、消費者詐欺が19人中7人、個人情報の悪用が14人中5人、バイク盗が12人中4人、特殊詐欺が12人中4人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中3人、ストーカー行為が11人中3人、自転車盗が96人中20人、クレジットカード情報詐欺が35人中6人、あおり運転が13人中2人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-2表

犯罪は捜査機関に届け出るべきだから

被害態様	総数	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから
車 上 盗	31	15 (48.4)
自 動 車 損 壊	38	15 (39.5)
バ イ ク 盗	12	4 (33.3)
自 転 車 盗	96	20 (20.8)
あ お り 運 転	13	2 (15.4)
不 法 侵 入	38	21 (55.3)
強盗・恐喝・ひったくり	11	3 (27.3)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	10 (38.5)
暴 行 ・ 脅 迫	8	3 (37.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	1 (100.0)
クレジットカード情報詐欺	35	6 (17.1)
個 人 情 報 の 悪 用	14	5 (35.7)
特 殊 詐 欺	12	4 (33.3)
消 費 者 詐 欺	19	7 (36.8)
ス ト ー カ ー 行 為	11	3 (27.3)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	3 (60.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」と回答した者の比率である。

3 重大な事件だから

捜査機関へ被害を申告した理由として「重大な事件だから」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、不法侵入が38人中15人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中3人、車上盗が31人中6人、自動車損壊が38人中7人、クレジットカード情報詐欺が35人中6人、特殊詐欺が12人中2人、個人情報の悪用が14人中2人、暴行・脅迫が8人中1人、消費者詐欺が19人中2人、ストーカー行為が11人中1人、あおり運転が13人中1人、個人に対する窃盗が26人中2人、自転車盗が96人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-3表

重大な事件だから

被害態様	総数	重大な事件だから
車 上 盗	31	6 (19.4)
自 動 車 損 壊	38	7 (18.4)
バ イ ク 盗	12	—
自 転 車 盗	96	3 (3.1)
あ お り 運 転	13	1 (7.7)
不 法 侵 入	38	15 (39.5)
強盗・恐喝・ひったくり	11	3 (27.3)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	2 (7.7)
暴 行 ・ 脅 迫	8	1 (12.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	6 (17.1)
個 人 情 報 の 悪 用	14	2 (14.3)
特 殊 詐 欺	12	2 (16.7)
消 費 者 詐 欺	19	2 (10.5)
ス ト ー カ ー 行 為	11	1 (9.1)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「重大な事件だから」と回答した者の比率である。

4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害が5人中5人、不法侵入が38人中21人、自動車損壊が38人中18人、消費者詐欺が19人中9人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中5人、車上盗が31人中13人、暴行・脅迫が8人中3人、個人に対する窃盗が26人中9人、特殊詐欺が12人中3人、あおり運転が13人中3人、個人情報の悪用が14人中3人、ストーカー行為が11人中2人、バイク盗が12人中2人、DVが6人中1人、自転車盗が96人中13人、クレジットカード情報詐欺が35人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-4表

加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）

被害態様	総数	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)
車 上 盗	31	13 (41.9)
自 動 車 損 壊	38	18 (47.4)
バ イ ク 盗	12	2 (16.7)
自 転 車 盗	96	13 (13.5)
あ お り 運 転	13	3 (23.1)
不 法 侵 入	38	21 (55.3)
強 盗 ・ 恐 喝 ・ ひ た た く り	11	5 (45.5)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	9 (34.6)
暴 行 ・ 脅 迫	8	3 (37.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	3 (8.6)
個 人 情 報 の 悪 用	14	3 (21.4)
特 殊 詐 欺	12	3 (25.0)
消 費 者 詐 欺	19	9 (47.4)
ス ト ー カ ー 行 為	11	2 (18.2)
D V	6	1 (16.7)
性 的 な 被 害	5	5 (100.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」と回答した者の比率である。

5 再発を防ぐため

捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、暴行・脅迫が8人中7人、性的な被害が5人中4人、不法侵入が38人中28人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中7人、特殊詐欺が12人中7人、自動車損壊が38人中22人、ストーカー行為が11人中6人、消費者詐欺が19人中10人、車上盗が31人中16人、個人情報の悪用が14人中6人、あおり運転が13人中5人、クレジットカード情報詐欺が35人中12人、個人に対する窃盗が26人中8人、自転車盗が96人中23人、バイク盗が12人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-5表

再発を防ぐため

被害態様	総数	再発を防ぐため
車 上 盗	31	16 (51.6)
自 動 車 損 壊	38	22 (57.9)
バ イ ク 盗	12	1 (8.3)
自 転 車 盗	96	23 (24.0)
あ お り 運 転	13	5 (38.5)
不 法 侵 入	38	28 (73.7)
強盗・恐喝・ひったくり	11	7 (63.6)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	8 (30.8)
暴 行 ・ 脅 迫	8	7 (87.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	12 (34.3)
個 人 情 報 の 悪 用	14	6 (42.9)
特 殊 詐 欺	12	7 (58.3)
消 費 者 詐 欺	19	10 (52.6)
ス ト ー カ ー 行 為	11	6 (54.5)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	4 (80.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」と回答した者の比率である。

6 助けを求めるため

捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、暴行・脅迫が8人中5人、ストーカー行為が11人中6人、DVが6人中3人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中5人、性的な被害が5人中2人、不法侵入が38人中12人、あおり運転が13人中4人、個人情報の悪用が14人中4人、消費者詐欺が19人中5人、特殊詐欺が12人中3人、個人に対する窃盗が26人中5人、自動車損壊が38人中5人、車上盗が31人中3人、クレジットカード情報詐欺が35人中3人、バイク盗が12人中1人、自転車盗が96人中4人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-6表

助けを求めるため

被害態様	総数	助けを求めるため
車 上 盗	31	3 (9.7)
自 動 車 損 壊	38	5 (13.2)
バ イ ク 盗	12	1 (8.3)
自 転 車 盗	96	4 (4.2)
あ お り 運 転	13	4 (30.8)
不 法 侵 入	38	12 (31.6)
強盗・恐喝・ひったくり	11	5 (45.5)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	5 (19.2)
暴 行 ・ 脅 迫	8	5 (62.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	3 (8.6)
個 人 情 報 の 悪 用	14	4 (28.6)
特 殊 詐 欺	12	3 (25.0)
消 費 者 詐 欺	19	5 (26.3)
ス ト ー カ ー 行 為	11	6 (54.5)
D V	6	3 (50.0)
性 的 な 被 害	5	2 (40.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」と回答した者の比率である。

7 加害者からの弁償を得るため

捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者からの弁償を得るため」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自動車損壊が38人中19人、特殊詐欺が12人中6人、消費者詐欺が19人中9人、個人に対する窃盗が26人中6人、車上盗が31人中7人、不法侵入が38人中8人、性的な被害が5人中1人、暴行・脅迫が8人中1人、強盗・恐喝・ひったくりが11人中1人、クレジットカード情報詐欺が35人中2人、自転車盗が96人中5人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-7表

加害者からの弁償を得るため

被害態様	総数	加害者からの弁償を得るため
車 上 盗	31	7 (22.6)
自 動 車 損 壊	38	19 (50.0)
バ イ ク 盗	12	—
自 転 車 盗	96	5 (5.2)
あ お り 運 転	13	—
不 法 侵 入	38	8 (21.1)
強盗・恐喝・ひったくり	11	1 (9.1)
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	6 (23.1)
暴 行 ・ 脅 迫	8	1 (12.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	—
クレジットカード情報詐欺	35	2 (5.7)
個 人 情 報 の 悪 用	14	—
特 殊 詐 欺	12	6 (50.0)
消 費 者 詐 欺	19	9 (47.4)
ス ト ー カ ー 行 為	11	—
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	1 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者からの弁償を得るため」と回答した者の比率である。

8 保険金を得るため（保険金請求のため）

捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自動車損壊が38人中7人、個人に対する窃盗が26人中3人、不法侵入が38人中4人、個人情報の悪用が14人中1人、車上盗が31人中2人、クレジットカード情報詐欺が35人中2人、消費者詐欺が19人中1人、自転車盗が96人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-8表

保険金を得るため（保険金請求のため）

被害態様	総数	保険金を得るため
車 上 盗	31	2 (6.5)
自 動 車 損 壊	38	7 (18.4)
バ イ ク 盗	12	－
自 転 車 盗	96	1 (1.0)
あ お り 運 転	13	－
不 法 侵 入	38	4 (10.5)
強盗・恐喝・ひったくり	11	－
個 人 に 対 す る 窃 盗	26	3 (11.5)
暴 行 ・ 脅 迫	8	－
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	1	－
クレジットカード情報詐欺	35	2 (5.7)
個 人 情 報 の 悪 用	14	1 (7.1)
特 殊 詐 欺	12	－
消 費 者 詐 欺	19	1 (5.3)
ス ト ー カ ー 行 為	11	－
D V	6	－
性 的 な 被 害	5	－

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「保険金を得るため（保険金請求のため）」と回答した者の比率である。

9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみであるが、この選択肢を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害が5人中2人、ストーカー行為が11人中3人であり、DVにおいては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-2-1-9表

家族・友人・知人から届け出るよう言われたため

被害態様	総数	家族・友人・知人から 届け出るよう言われたため
ス ト ー カ ー 行 為	11	3 (27.3)
D V	6	—
性 的 な 被 害	5	2 (40.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告した者の総数に占める捜査機関へ被害を申告した理由として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」と回答した者の比率である。

10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため

捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみであるが、いずれにおいてもこの理由を選んだ人はいなかった。

第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析

本節では、被害態様別に捜査機関へ被害を申告した理由を見る。

1 自動車関係の被害

車上盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した31人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が17人、「再発を防ぐため」が16人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が15人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が13人、「加害者からの弁償を得るため」が7人、「重大な事件だから」が6人、「助けを求めるため」が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が2人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告したと回答した38人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」が22人、「加害者からの弁償を得るため」が19人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が18人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」を選んだ人が15人、「重大な事件だから」及び「保険金を得るため（保険金請求のため）」が各7人、「助けを求めるため」が5人であった。

3-2-2-1 表 車上盗

総数	盗まれたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
31	17 (54.8)	15 (48.4)	6 (19.4)	13 (41.9)	16 (51.6)	3 (9.7)	7 (22.6)	2 (6.5)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-2 表 自動車損壊

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
38	15 (39.5)	7 (18.4)	18 (47.4)	22 (57.9)	5 (13.2)	19 (50.0)	7 (18.4)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した12人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が10人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「再発を防ぐため」及び「助けを求めるため」が各1人であった。

3-2-2-3表

バイク盗

総数	盗まれたもの を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
12	10 (83.3)	4 (33.3)	—	2 (16.7)	1 (8.3)	1 (8.3)	—	—

注 1 重複計上による。

2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した96人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が83人、「再発を防ぐため」が23人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が20人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が13人、「加害者からの弁償を得るため」が5人、「助けを求めるため」が4人、「重大な事件だから」が3人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人であった。

3-2-2-4表

自転車盗

総数	盗まれたもの を取り戻すため	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
96	83 (86.5)	20 (20.8)	3 (3.1)	13 (13.5)	23 (24.0)	4 (4.2)	5 (5.2)	1 (1.0)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

4 あおり運転

あおり運転の被害を捜査機関へ申告したと回答した13人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が5人、「助けを求めるため」が4人、「加害者を処罰してほし

いから（加害者を捕まえてほしいから）」が3人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が2人、「重大な事件だから」が1人であった。

3-2-2-5表

あおり運転

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）
13	2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	5 (38.5)	4 (30.8)	—	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

5 不法侵入

不法侵入の被害を捜査機関へ申告したと回答した38人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が28人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が各21人、「盗まれたものを取り戻すため」及び「重大な事件だから」が各15人、「助けを求めるため」が12人、「加害者からの弁償を得るため」が8人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が4人であった。

3-2-2-6表

不法侵入

総数	盗まれたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため（保険金請求のため）
38	15 (39.5)	21 (55.3)	15 (39.5)	21 (55.3)	28 (73.7)	12 (31.6)	8 (21.1)	4 (10.5)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

6 強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗

強盗・恐喝・ひったくりの被害を捜査機関へ申告したと回答した11人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が7人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「助けを求めるため」が各5人、「とられたものを取り戻すため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「重大な事件だから」が各3人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告したと回答した26人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「盗まれたものを取り戻すため」を選んだ人が17人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が10人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が9人、「再発を防ぐため」が8人、「加害者からの弁償を得るため」が6人、「助けを求めるため」が5人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が3人、「重大な事件だから」が2人であった。

3-2-2-7表 強盗・恐喝・ひったくり

総数	とられたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
11	3 (27.3)	3 (27.3)	3 (27.3)	5 (45.5)	7 (63.6)	5 (45.5)	1 (9.1)	—

注 1 重複計上による。
2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-8表 個人に対する窃盗

総数	盗まれたものを取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
26	17 (65.4)	10 (38.5)	2 (7.7)	9 (34.6)	8 (30.8)	5 (19.2)	6 (23.1)	3 (11.5)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

7 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告したと回答した8人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」を選んだ人が7人、「助けを求めるため」が5人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が各3人、「重大な事件だから」及び「加害者からの弁償を得るため」が各1人であった。

3-2-2-9表

暴行・脅迫

総数	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
8	3 (37.5)	1 (12.5)	3 (37.5)	7 (87.5)	5 (62.5)	1 (12.5)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

8 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害を捜査機関へ申告したと回答した1人は、捜査機関へ被害を申告した理由として「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」のみを選んだ。

3-2-2-10表

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

総数	犯罪は捜査機関に 届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰して ほしいから (加害者を捕まえて ほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの 弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
1	1 (100.0)	—	—	—	—	—	—

注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

9 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した35人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を選んだ人が22人、「再発を防ぐため」が12人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「重大な事件だから」が各6人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「助けを求めるため」が各3人、「加害者からの弁償を得るため」及び「保険金を得るため（保険金請求のため）」が各2人であった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告したと回答した14人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を選んだ人が12人、「再発を防ぐため」が6人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が5人、「助けを求めるため」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が3人、「重大な事件だから」が2人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人であった。

特殊詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した12人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由と

して「再発を防ぐため」を選んだ人が7人、「加害者からの弁償を得るため」が6人、「被害を取り戻すため」が5人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が4人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「助けを求めるため」が各3人、「重大な事件だから」が2人であった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告したと回答した19人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「被害を取り戻すため」を選んだ人が14人、「再発を防ぐため」が10人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」及び「加害者からの弁償を得るため」が各9人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が7人、「助けを求めるため」が5人、「重大な事件だから」が2人、「保険金を得るため（保険金請求のため）」が1人であった。

3-2-2-11表 クレジットカード情報詐欺

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
35	22 (62.9)	6 (17.1)	6 (17.1)	3 (8.6)	12 (34.3)	3 (8.6)	2 (5.7)	2 (5.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-12表 個人情報の悪用

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
14	12 (85.7)	5 (35.7)	2 (14.3)	3 (21.4)	6 (42.9)	4 (28.6)	—	1 (7.1)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-13表 特殊詐欺

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
12	5 (41.7)	4 (33.3)	2 (16.7)	3 (25.0)	7 (58.3)	3 (25.0)	6 (50.0)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-2-2-14表 消費者詐欺

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)
19	14 (73.7)	7 (36.8)	2 (10.5)	9 (47.4)	10 (52.6)	5 (26.3)	9 (47.4)	1 (5.3)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

10 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告したと回答した11人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「再発を防ぐため」及び「助けを求めるため」を選んだ人が各6人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」及び「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が各3人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が2人、「被害を取り戻すため」及び「重大な事件だから」が各1人であった。

なお、捜査機関へ被害を申告した理由の選択肢として「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」と「犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。

3-2-2-15表 ストーカー行為

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため
11	1 (9.1)	3 (27.3)	1 (9.1)	2 (18.2)	6 (54.5)	6 (54.5)	—	—	3 (27.3)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

11 DV

DVの被害を捜査機関へ申告したと回答した6人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「助けを求めるため」を選んだ人が3人、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が1人であった。

3-2-2-16表

DV

総数	被害を取り戻すため	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため
6	—	—	—	1 (16.7)	—	3 (50.0)	—	—	—	—

- 注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出た理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

12 性的な被害

性的な被害を捜査機関へ申告したと回答した5人のうち、捜査機関へ被害を申告した理由として「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」を選んだ人が5人、「再発を防ぐため」が4人、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」が3人、「助けを求めるため」及び「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」が各2人、「加害者からの弁償を得るため」が1人であった。

3-2-2-17表

性的な被害

総数	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	重大な事件だから	加害者を処罰してほしいから (加害者を捕まえてほしいから)	再発を防ぐため	助けを求めるため	加害者からの弁償を得るため	保険金を得るため (保険金請求のため)	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	犯罪被害者支援団体等から届け出るよう言われたため
5	3 (60.0)	—	5 (100.0)	4 (80.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	—	2 (40.0)	—

- 注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

第3節 捜査機関に対する満足度

本調査では、犯罪被害を捜査機関へ申告した調査回答者（376人）に対し、「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」と質問することにより捜査機関に対する満足度を調査している。なお、犯罪被害を捜査機関へ申告した調査回答者は延べ人員であり、一人につき複数の犯罪被害について捜査機関へ申告したと回答した場合は、犯罪被害ごとに人員を計上している。

犯罪被害態様により捜査機関に対する満足度に差が出ているものの、調査対象とした犯罪被害全体で見ると、「はい」が206人、「いいえ」が125人、「分からない」が44人、「無回答」が1人であり、半数以上の人が捜査機関の対応に満足しているという結果であった。満足していると回答した人の構成比が6割以上であったのは、クレジットカード情報詐欺82.9%(35人中29人)、あおり運転76.9%(13人中10人)及び不法侵入63.2%(38人中24人)であった。一方、満足していないと回答した人の構成比が6割以上であったのは、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布100.0%(1人中1人)、性的な被害60.0%(5人中3人)であった。

「全体的に、捜査機関の対応に満足しましたか。」の質問に「いいえ」と回答した人（125人）に対し、さらに、「あなたが満足できなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めたところ、最も回答が多かったものは、「十分な対処をしてくれなかった」（73人）であり、次いで、「加害者を見つけてくれなかった又は捕まえてくれなかった」（54人）、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」（53人）、「十分な経過通知をしてくれなかった」（40人）の順であった。

なお、「盗まれたものを取り戻してくれなかった」という選択肢については、被害態様に応じて表現を変えており、暴行・脅迫、ストーカー行為及びDVについては「自分の受けた損害を回復してくれなかった」、自動車損壊、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺については「自分の被害を取り戻してくれなかった」、強盗・恐喝・ひったくりについては「とられたものを取り戻してくれなかった」としており、前記「盗まれたものを取り戻してくれなかった」（53人）の中にはそれら全てが含まれている。

第3章 犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由

第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由別分析

本節では、捜査機関へ被害を申告しなかった理由別に、被害の態様ごとの特徴を見る。

1 それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、あおり運転が559人中424人、個人に対する窃盗が34人中24人、不法侵入が37人中23人、自動車損壊が150人中81人、特殊詐欺が8人中4人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中15人、車上盗が24人中11人、消費者詐欺が97人中44人、自転車盗が66人中27人、性的な被害が15人中6人、個人情報の悪用が53人中18人、暴行・脅迫が26人中8人、DVが30人中9人、ストーカー行為が20人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中3人、クレジットカード情報詐欺が162人中23人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-1 表

それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）

被害態様	総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)
車 上 盗	24	11 (45.8)
自 動 車 損 壊	150	81 (54.0)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	27 (40.9)
あ お り 運 転	559	424 (75.8)
不 法 侵 入	37	23 (62.2)
強盗・恐喝・ひったくり	13	3 (23.1)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	24 (70.6)
暴 行 ・ 脅 迫	26	8 (30.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	15 (48.4)
クレジットカード情報詐欺	162	23 (14.2)
個 人 情 報 の 悪 用	53	18 (34.0)
特 殊 詐 欺	8	4 (50.0)
消 費 者 詐 欺	97	44 (45.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	5 (25.0)
D V	30	9 (30.0)
性 的 な 被 害	15	6 (40.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」と回答した者の比率である。

2 自分で解決した（加害者を知っていた）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、ストーカー行為が20人中12人、DVが30人中16人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中4人、性的な被害が15人中4人、暴行・脅迫が26人中5人、消費者詐欺が97人中13人、特殊詐欺が8人中1人、不法侵入が37人中4人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中3人、自転車盗が66人中6人、個人情報の悪用が53人中4人、クレジットカード情報詐欺が162人中9人、自動車損壊が150人中8人、車上盗が24人中1人、あおり運転が559人中21人、個人に対する窃盗が34人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-2表

自分で解決した（加害者を知っていた）

被害態様	総数	自分で解決した (加害者を知っていた)
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	8 (5.3)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	6 (9.1)
あ お り 運 転	559	21 (3.8)
不 法 侵 入	37	4 (10.8)
強盗・恐喝・ひったくり	13	4 (30.8)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	1 (2.9)
暴 行 ・ 脅 迫	26	5 (19.2)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	3 (9.7)
クレジットカード情報詐欺	162	9 (5.6)
個 人 情 報 の 悪 用	53	4 (7.5)
特 殊 詐 欺	8	1 (12.5)
消 費 者 詐 欺	97	13 (13.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	12 (60.0)
D V	30	16 (53.3)
性 的 な 被 害	15	4 (26.7)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」と回答した者の比率である。

3 捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、特殊詐欺が8人中2人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中6人、個人情報の悪用が53人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、暴行・脅迫が26人中2人、消費者詐欺が97人中7人、DVが30人中2人、ストーカー行為が20人中1人、あおり運転が559人中24人、車上盗が24人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人、不法侵入が37人中1人、自動車損壊が150人中4人、自転車盗が66人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、回答の選択肢は、犯罪被害態様の違いを考慮して、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺については「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」としている。

3-3-1-3表

捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）

被害態様	総数	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった (捜 査 機 関 は 必 要 な い)	
車 上 盗	24	1	(4.2)
自 動 車 損 壊	150	4	(2.7)
バ イ ク 盗	1	—	
自 転 車 盗	66	1	(1.5)
あ お り 運 転	559	24	(4.3)
不 法 侵 入	37	1	(2.7)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1	(7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—	
暴 行 ・ 脅 迫	26	2	(7.7)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	6	(19.4)
クレジットカード情報詐欺	162	5	(3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	5	(9.4)
特 殊 詐 欺	8	2	(25.0)
消 費 者 詐 欺	97	7	(7.2)
ス ト ー カ ー 行 為	20	1	(5.0)
D V	30	2	(6.7)
性 的 な 被 害	15	—	

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」又は「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」と回答した者の比率である。

4 代わりに別の機関に知らせた

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、クレジットカード情報詐欺が162人中147人、個人情報の悪用が53人中9人、消費者詐欺が97人中13人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、暴行・脅迫が26人中1人、DVが30人中1人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中1人、自動車損壊が150人中1人、あおり運転が559人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

なお、クレジットカード情報詐欺については、捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」という選択肢ではなく、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」と「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」の二つに選択肢を分けたところ、捜査機関へクレジットカード情報詐欺の被害を申告しなかった162人のうち「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」が143人、「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」が4人であり、両者を合わせると他の犯罪被害と比較して突出して高い比率となっている。

3-3-1-4表

代わりに別の機関に知らせた

被害態様	総数	代わりに別の機関に知らせた
車 上 盗	24	—
自 動 車 損 壊	150	1 (0.7)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	—
あ お り 運 転	559	3 (0.5)
不 法 侵 入	37	—
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	1 (3.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	1 (3.2)
クレジットカード情報詐欺	162	147 (90.7)
個 人 情 報 の 悪 用	53	9 (17.0)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	13 (13.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	1 (3.3)
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「代わりに別の機関に知らせた」、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」又は「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」と回答した者の比率である。

5 家族が解決した

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「家族が解決した」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、特殊詐欺が8人中1人、自転車盗が66人中8人、ストーカー行為が20人中2人、車上盗が24人中2人、不法侵入が37人中3人、暴行・脅迫が26人中2人、DVが30人中2人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中2人、個人情報の悪用が53人中3人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人、個人に対する窃盗が34人中1人、消費者詐欺が97人中2人、自動車損壊が150人中3人、あおり運転が559人中3人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-5表

家族が解決した

被害態様	総数	家族が解決した
車 上 盗	24	2 (8.3)
自 動 車 損 壊	150	3 (2.0)
バ イ ク 盗	1	－
自 転 車 盗	66	8 (12.1)
あ お り 運 転	559	3 (0.5)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	－
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	1 (2.9)
暴 行 ・ 脅 迫	26	2 (7.7)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	2 (6.5)
クレジットカード情報詐欺	162	5 (3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	3 (5.7)
特 殊 詐 欺	8	1 (12.5)
消 費 者 詐 欺	97	2 (2.1)
ス ト ー カ ー 行 為	20	2 (10.0)
D V	30	2 (6.7)
性 的 な 被 害	15	－

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「家族が解決した」と回答した者の比率である。

6 保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自転車盗が66人中3人、車上盗が24人中1人、個人情報の悪用が53人中1人、自動車損壊が150人中2人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-6表

保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった

被害態様	総数	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	2 (1.3)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	3 (4.5)
あ お り 運 転	559	—
不 法 侵 入	37	—
強盗・恐喝・ひったくり	13	—
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	—
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	—
クレジットカード情報詐欺	162	—
個 人 情 報 の 悪 用	53	1 (1.9)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	—
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	—
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」と回答した者の比率である。

7 捜査機関は何もできない（証拠がない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もできない（証拠がない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、自動車損壊が150人中45人、車上盗が24人中6人、性的な被害が15人中3人、不法侵入が37人中6人、暴行・脅迫が26人中4人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中4人、あおり運転が559人中72人、特殊詐欺が8人中1人、個人に対する窃盗が34人中4人、自転車盗が66人中7人、ストーカー行為が20人中2人、個人情報の悪用が53人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、DVが30人中2人、消費者詐欺が97人中5人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-7表

捜査機関は何もできない（証拠がない）

被害態様	総数	捜査機関は何もできない (証 拠 が な い)
車 上 盗	24	6 (25.0)
自 動 車 損 壊	150	45 (30.0)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	7 (10.6)
あ お り 運 転	559	72 (12.9)
不 法 侵 入	37	6 (16.2)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	4 (11.8)
暴 行 ・ 脅 迫	26	4 (15.4)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	4 (12.9)
クレジットカード情報詐欺	162	5 (3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	5 (9.4)
特 殊 詐 欺	8	1 (12.5)
消 費 者 詐 欺	97	5 (5.2)
ス ト ー カ ー 行 為	20	2 (10.0)
D V	30	2 (6.7)
性 的 な 被 害	15	3 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もできない（証拠がない）」と回答した者の比率である。

8 捜査機関は何もしてくれない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、バイク盗が1人中1人、暴行・脅迫が26人中6人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中5人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中2人、DVが30人中4人、性的な被害が15人中2人、消費者詐欺が97人中12人、自動車損壊が150人中18人、不法侵入が37人中3人、あおり運転が559人中44人、個人情報の悪用が53人中3人、車上盗が24人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中5人、自転車盗が66人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-8表

捜査機関は何もしてくれない

被害態様	総数	捜査機関は何もしてくれない
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	18 (12.0)
バ イ ク 盗	1	1 (100.0)
自 転 車 盗	66	1 (1.5)
あ お り 運 転	559	44 (7.9)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	2 (15.4)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	6 (23.1)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	5 (16.1)
クレジットカード情報詐欺	162	5 (3.1)
個 人 情 報 の 悪 用	53	3 (5.7)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	12 (12.4)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	4 (13.3)
性 的 な 被 害	15	2 (13.3)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」と回答した者の比率である。

9 捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、暴行・脅迫が26人中1人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中1人、不法侵入が37人中1人、消費者詐欺が97人中1人、あおり運転が559人中4人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-9表

捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）

被害態様	総数	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)
車 上 盗	24	—
自 動 車 損 壊	150	—
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	—
あ お り 運 転	559	4 (0.7)
不 法 侵 入	37	1 (2.7)
強盗・恐喝・ひったくり	13	—
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	1 (3.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	1 (3.2)
クレジットカード情報詐欺	162	—
個 人 情 報 の 悪 用	53	—
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	1 (1.0)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	—
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」と回答した者の比率である。

10 仕返しのおそれからあえて届け出ない

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「仕返しのおそれからあえて届け出ない」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害が15人中4人、DVが30人中6人、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布が31人中4人、暴行・脅迫が26人中3人、ストーカー行為が20人中2人、不法侵入が37人中3人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、あおり運転が559人中35人、車上盗が24人中1人、自動車損壊が150人中4人、消費者詐欺が97人中2人、個人情報の悪用が53人中1人、自転車盗が66人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-10表

仕返しのおそれからあえて届け出ない

被害態様	総数	仕返しのおそれからあえて届け出ない
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	4 (2.7)
バ イ ク 盗	1	—
自 転 車 盗	66	1 (1.5)
あ お り 運 転	559	35 (6.3)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	—
暴 行 ・ 脅 迫	26	3 (11.5)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	4 (12.9)
クレジットカード情報詐欺	162	1 (0.6)
個 人 情 報 の 悪 用	53	1 (1.9)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	2 (2.1)
ス ト ー カ ー 行 為	20	2 (10.0)
D V	30	6 (20.0)
性 的 な 被 害	15	4 (26.7)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「仕返しのおそれからあえて届け出ない」と回答した者の比率である。

11 被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、バイク盗が1人中1人、性的な被害が15人中3人、DVが30人中4人、不法侵入が37人中3人、強盗・恐喝・ひったくりが13人中1人、個人に対する窃盗が34人中2人、車上盗が24人中1人、消費者詐欺が97人中4人、暴行・脅迫が26人中1人、個人情報の悪用が53人中1人、あおり運転が559人中5人、自動車損壊が150人中1人、クレジットカード情報詐欺が162人中1人であり、これら以外の犯罪被害においては、この理由を選んだ人はいなかった。

3-3-1-11表

被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）

被害態様	総数	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
車 上 盗	24	1 (4.2)
自 動 車 損 壊	150	1 (0.7)
バ イ ク 盗	1	1 (100.0)
自 転 車 盗	66	—
あ お り 運 転	559	5 (0.9)
不 法 侵 入	37	3 (8.1)
強盗・恐喝・ひったくり	13	1 (7.7)
個 人 に 対 す る 窃 盗	34	2 (5.9)
暴 行 ・ 脅 迫	26	1 (3.8)
インターネット上での 誹謗・中傷・個人情報の流布	31	—
クレジットカード情報詐欺	162	1 (0.6)
個 人 情 報 の 悪 用	53	1 (1.9)
特 殊 詐 欺	8	—
消 費 者 詐 欺	97	4 (4.1)
ス ト ー カ ー 行 為	20	—
D V	30	4 (13.3)
性 的 な 被 害	15	3 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」と回答した者の比率である。

12 加害者の処罰を望まなかった

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「加害者の処罰を望まなかった」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。この選択肢を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、ストーカー行為では20人中5人、DVでは30人中6人であり、性的な被害ではいなかった。

3-3-1-12表 加害者の処罰を望まなかった

被害態様	総数	加害者の処罰を望まなかった
ス ト ー カ ー 行 為	20	5 (25.0)
D V	30	6 (20.0)
性 的 な 被 害	15	—

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「加害者の処罰を望まなかった」と回答した者の比率である。

13 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）

捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」という選択肢を設けたのはストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。この選択肢を選んだ人は、比率の高い順に記載すると、性的な被害では15人中3人、DVでは30人中5人、ストーカー行為では20人中1人であった。

3-3-1-13表 どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）

被害態様	総数	どうしたらよいのか分からなかった (被害を届け出る方法が分からなかった)
ス ト ー カ ー 行 為	20	1 (5.0)
D V	30	5 (16.7)
性 的 な 被 害	15	3 (20.0)

注 () 内は、各被害態様ごとの捜査機関へ被害を申告しなかった者の総数に占める捜査機関へ被害を申告しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」と回答した者の比率である。

第2節 被害態様別の捜査機関への被害不申告理由の分析

本節では、被害態様別に捜査機関へ被害を申告しなかった理由を見る。

1 自動車関係の被害

車上盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した24人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が11人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が6人、「家族が解決した」が2人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」、「捜査機関は何もしてくれない」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

自動車損壊の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した150人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が81人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が45人、「捜査機関は何もしてくれない」が18人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が8人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各4人、「家族が解決した」が3人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が2人、「代わりに別の機関に知らせた」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

3-3-2-1 表

車上盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
24	11 (45.8)	1 (4.2)	1 (4.2)	—	2 (8.3)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
1 (4.2)	6 (25.0)	1 (4.2)	—	1 (4.2)	1 (4.2)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-2表

自動車損壊

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
150	81 (54.0)	8 (5.3)	4 (2.7)	1 (0.7)	3 (2.0)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
2 (1.3)	45 (30.0)	18 (12.0)	—	4 (2.7)	1 (0.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

2 バイク盗

バイク盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した1人は、被害を申告しなかった理由として「捜査機関は何もしてくれない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)」を選んだ。

3-3-2-3表

バイク盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
1	—	—	—	—	—
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	—	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)

注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3 自転車盗

自転車盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した66人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を選んだ人が27人、「家族が解決した」が8人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」が7人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が6人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)」、「捜査機関は何もしてくれない」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各1人であった。

3-3-2-4表

自転車盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
66	27 (40.9)	6 (9.1)	1 (1.5)	—	8 (12.1)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
3 (4.5)	7 (10.6)	1 (1.5)	—	1 (1.5)	—

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

4 あおり運転

あおり運転の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した559人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が424人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が72人、「捜査機関は何もしてくれない」が44人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が35人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」が24人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が21人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が5人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が4人、「代わりに別の機関に知らせた」及び「家族が解決した」が各3人であった。

3-3-2-5表

あおり運転

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
559	424 (75.8)	21 (3.8)	24 (4.3)	3 (0.5)	3 (0.5)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	72 (12.9)	44 (7.9)	4 (0.7)	35 (6.3)	5 (0.9)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

5 不法侵入

不法侵入の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した37人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が23人、「捜査機

関は何もできない（証拠がない）」が6人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が4人、「家族が解決した」、「捜査機関は何もしてくれない」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が各1人であった。

3-3-2-6表 不法侵入

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
37	23 (62.2)	4 (10.8)	1 (2.7)	—	3 (8.1)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
—	6 (16.2)	3 (8.1)	1 (2.7)	3 (8.1)	3 (8.1)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

6 強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗

強盗・恐喝・ひったくりの被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した13人のうち、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人が4人、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「代わりに別の機関に知らせた」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

個人に対する窃盗の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した34人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が24人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が2人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「家族が解決した」が各1人であった。

3-3-2-7表

強盗・恐喝・ひったくり

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
13	3 (23.1)	4 (30.8)	1 (7.7)	1 (7.7)	－
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
－	1 (7.7)	2 (15.4)	－	1 (7.7)	1 (7.7)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-8表

個人に対する窃盗

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
34	24 (70.6)	1 (2.9)	－	－	1 (2.9)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
－	4 (11.8)	－	－	－	2 (5.9)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

7 暴行・脅迫

暴行・脅迫の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した26人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が8人、「捜査機関は何もしてくれない」が6人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が5人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が4人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が3人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「家族が解決した」が各2人、「代わりに別の機関に知らせた」、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

3-3-2-9表

暴行・脅迫

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
26	8 (30.8)	5 (19.2)	2 (7.7)	1 (3.8)	2 (7.7)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	4 (15.4)	6 (23.1)	1 (3.8)	3 (11.5)	1 (3.8)

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

8 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した31人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない(損失がない、大したことではない)」を選んだ人が15人、「捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)」が6人、「捜査機関は何もしてくれない」が5人、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各4人、「自分で解決した(加害者を知っていた)」が3人、「家族が解決した」が2人、「代わりに別の機関に知らせた」及び「捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)」が各1人であった。

3-3-2-10表

インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した(加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった(捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
31	15 (48.4)	3 (9.7)	6 (19.4)	1 (3.2)	2 (6.5)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない(証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い(捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった(恥ずかしくて言えなかった)
—	4 (12.9)	5 (16.1)	1 (3.2)	4 (12.9)	—

注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

9 各種詐欺・個人情報の悪用

クレジットカード情報詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した162人のうち、被害を申告しなかった理由として「カード会社に知らせた(カード会社が対応した)」を選んだ人が143人、

「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が23人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が9人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「家族が解決した」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」及び「捜査機関は何もしてくれない」が各5人、「代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた」が4人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

個人情報の悪用の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した53人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が18人、「代わりに別の機関に知らせた」が9人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が各5人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が4人、「家族が解決した」及び「捜査機関は何もしてくれない」が各3人、「保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった」、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各1人であった。

特殊詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した8人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が4人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」が2人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「家族が解決した」及び「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が各1人であった。

消費者詐欺の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した97人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が44人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「代わりに別の機関に知らせた」が各13人、「捜査機関は何もしてくれない」が12人、「捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）」が7人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が5人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が4人、「家族が解決した」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各2人、「捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）」が1人であった。

3-3-2-11表 クレジットカード情報詐欺

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関には向かない問題だった（捜査機関は必要ない）	カード会社に知らせた	代わりに別の機関（カード会社を除く。）に知らせた	家族が解決した
162	23 (14.2)	9 (5.6)	5 (3.1)	143 (88.3)	4 (2.5)	5 (3.1)
	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）
	—	5 (3.1)	5 (3.1)	—	1 (0.6)	1 (0.6)

- 注 1 重複計上による。
 2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-12表 個人情報の悪用

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
53	18 (34.0)	4 (7.5)	5 (9.4)	9 (17.0)	3 (5.7)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
1 (1.9)	5 (9.4)	3 (5.7)	—	1 (1.9)	1 (1.9)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-13表 特殊詐欺

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
8	4 (50.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	—	1 (12.5)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
—	1 (12.5)	—	—	—	—

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

3-3-2-14表 消費者詐欺

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した (加害者を知っていた)	捜査機関には向かない問題だった (捜査機関は必要ない)	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した
97	44 (45.4)	13 (13.4)	7 (7.2)	13 (13.4)	2 (2.1)
保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	捜査機関は何もできない (証拠がない)	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い (捜査機関に関わってほしくない)	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった (恥ずかしくて言えなかった)
—	5 (5.2)	12 (12.4)	1 (1.0)	2 (2.1)	4 (4.1)

注 1 重複計上による。
2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。
3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

10 ストーカー行為

ストーカー行為の被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した20人のうち、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した (加害者を知っていた)」を選んだ人が12人、「それほど重大ではな

い（損失がない、大したことではない）」及び「加害者の処罰を望まなかった」が各5人、「家族が解決した」、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各2人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」及び「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が各1人であった。

なお、捜査機関へ被害を申告しなかった理由の選択肢として「加害者の処罰を望まなかった」と「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」を設けているのは、ストーカー行為、DV及び性的な被害のみである。

3-3-2-15表 ストーカー行為

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
20	5 (25.0)	12 (60.0)	1 (5.0)	—	2 (10.0)	—
捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）
2 (10.0)	—	—	2 (10.0)	—	5 (25.0)	1 (5.0)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者及び無回答の者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

11 DV

DVの被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した30人のうち、被害を申告しなかった理由として「自分で解決した（加害者を知っていた）」を選んだ人が16人、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」が9人、「仕返しのおそれからあえて届け出ない」及び「加害者の処罰を望まなかった」が各6人、「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が5人、「捜査機関は何もしてくれない」及び「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が各4人、「捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）」、「家族が解決した」及び「捜査機関は何もできない（証拠がない）」が各2人、「代わりに別の機関に知らせた」が1人であった。

3-3-2-16表 DV

総数	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	自分で解決した（加害者を知っていた）	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	代わりに別の機関に知らせた	家族が解決した	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった
30	9 (30.0)	16 (53.3)	2 (6.7)	1 (3.3)	2 (6.7)	—
捜査機関は何もできない（証拠がない）	捜査機関は何もしてくれない	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	仕返しのおそれからあえて届け出ない	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	加害者の処罰を望まなかった	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）
2 (6.7)	4 (13.3)	—	6 (20.0)	4 (13.3)	6 (20.0)	5 (16.7)

注 1 重複計上による。

2 捜査機関に届け出なかった理由について、「その他」又は「分からない」と回答した者を除く。

3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

12 児童虐待

児童虐待の被害については、他の被害とは異なり、捜査機関への申告の有無ではなく、「あなたは、その被害について、誰かに相談しましたか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、さらに、「誰にも相談しなかった」と回答した人に対し、「相談しなかった理由は何ですか。該当するものを全てお答えください。」と質問し、与えられた選択肢の中から該当するもの全てを選ぶ形式（複数回答可）で回答を求めた。

児童虐待の被害を誰にも相談しなかったと回答した76人のうち、被害を相談しなかった理由として「どうしたらよいのか分からなかった」を選んだ人が35人、「相談しても何もしてくれないと思った」が25人、「自分で解決した」が14人、「相談しても何もできないと思った（証拠がない）」が13人、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が11人、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」及び「仕返しのおそれからあえて相談しなかった」が各10人、「加害者の処罰を望まなかった」が5人、「家族が解決した」が4人、「警察や学校関係者などが怖い又は嫌い（関わってほしくない）」が2人であった。

3-3-2-17表 児童虐待

総数	それほど重大ではない (損失がない、大したことではない)	自分で解決した	家族が解決した	相談しても何も できないと思った (証拠がない)	相談しても何もして くれないと思った
76	10 (13.2)	14 (18.4)	4 (5.3)	13 (17.1)	25 (32.9)
	警察や学校関係者など が怖い又は嫌い（関 わってほしくない）	仕返しのおそれから あえて相談しなかった	被害に遭ったことを 知られたくなかった (恥ずかしくて 言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった	どうしたらよいのか 分からなかった
	2 (2.6)	10 (13.2)	11 (14.5)	5 (6.6)	35 (46.1)

注 1 重複計上による。
 2 誰にも相談しなかった理由について、「その他」又は「分からない（思い出せない）」と回答した者を除く。
 3 () 内は、各項目に該当した者の比率である。

13 性的な被害

性的な被害を捜査機関へ申告しなかったと回答した15人のうち、被害を申告しなかった理由として「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を選んだ人が6人、「自分で解決した（加害者を知っていた）」及び「仕返しのおそれからあえて届け出ない」が各4人、「捜査機関は何もできない（証拠がない）」、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」及び「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が各3人、「捜査機関は何もしてくれない」が2人であった。

3-3-2-18表 性的な被害

総数	それほど重大で はない（損失が ない、大したこ とではない）	自分で解決した (加害者を知っ ていた)	捜査機関が取り扱 うのが適切では ない問題だった (捜査機関は 必要ない)	代わりに別の 機関に知らせた	家族が解決した	保険に入ってい ないので、保険 請求のための 通報の必要が なかった
15	6 (40.0)	4 (26.7)	—	—	—	—
捜査機関は 何もできない (証拠がない)	捜査機関は 何もしてくれない	捜査機関が怖い 又は嫌い（捜 査機関に関わ ってほしくない）	仕返しのおそれから あえて届け出ない	被害に遭ったことを 知られたくなかった (恥ずかしくて 言えなかった)	加害者の処罰を 望まなかった	どうしたらよいのか 分からなかった（被 害を届け出る方法が 分からなかった）
3 (20.0)	2 (13.3)	—	4 (26.7)	3 (20.0)	—	3 (20.0)

注 1 重複計上による。
 2 () 内は、各項目に該当した者の比率である。